

運賃改定を行う場合の手順（協議運賃）

- 1 運賃改定について、運行事業者より糸満市へ発案
↓
- 2 糸満市と運行事業者において、運賃改定について打ち合わせ会議
↓
- 3 糸満市地域公共交通協議会において、下記の案件の承認を得る
 - ・ 糸満市地域公共交通運賃等協議会の設置についての承認
 - ・ 糸満市地域公共交通運賃等協議会規約の制定についての承認
 - ・ 糸満市地域公共交通運賃等協議会の委員の選任
↓
- 4 運賃改定に伴う、パブコメの実施
↓
- 5 糸満市地域公共交通運賃等協議会を開催
 - ・ 委員への委嘱状交付
 - ・ 運賃改定の協議を行い承認を得る
↓
- 6 糸満市地域公共交通協議会へ報告を行う
↓
- 7 糸満市地域公共交通協議会より協議証明書発行
↓
- 8 事業者協議運賃を実施 30 日前に協議証明書を添付し沖総局へ届出
↓
- 9 新運賃実施